令和7年度
むつ市企業版ふるさと納税

笑顔かがやく 希望のまち むつ

青森県　むつ市

むつ市の取組

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のある地域社会の維持、発展につながる取組を展開し、市民が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力あるまちを実現するため、次の５つの基本方針を設定し、各種事業に取り組んでいます。

＜基本方針１＞ 活力あるむつ市の創生

下北ジオパークや特産品などの地域資源を活かした経済の持続的成長とともに、積極的なシティプロモーションや雇用の安定と確保に努めることで、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを目指す。

【具体的な事業】
●地域おこし協力隊設置事業　●下北ジオパーク推進事業　●光のアゲハチョウ推進事業　など

＜基本方針２＞ 教育・子育て環境の向上

未来を担う子どもたちの夢や志の実現に向け、困難な状況においても主体的に協働して乗り越えられるよう、子育て環境や教育環境の整備を推進し、地域、学校、家庭が一体となって支援する。

【具体的な事業】
●地域文化・スポーツクラブ推進事業（むつ☆かつ）　●子ども医療費給付事業

＜基本方針３＞ 高齢者福祉・医療・暮らしの充実

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また質の高い保健・医療体制の充実をより一層推進することにより、市民の健康な心と体を守るとともに、少子高齢化が進行する中、誰もが安心して暮らすことのできるまちとするため、地域全体で支え合う福祉の充実を図る。

【具体的な事業】
●むつ市公共交通再編検討事業　●予防接種事業　●見守りカメラ整備事業

＜基本方針４＞ デジタル化の推進

行政をはじめ、地域全体でDXを実践しながら、消費者ニーズを捉えた地域産業の生産性の向上や産業環境の整備を目指すとともに、デジタル技術やデータ、AI等の活用により、業務の効率化を図ることで、さらなる行政サービスの向上を目指す。

【具体的な事業】
●防災行政無線音声配信システム運営事業　●むつ市住民パスポートで暮らし快適事業

＜基本方針５＞ 危機管理・防災力の向上

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、誰もが安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、防災や消防に係る施設や設備等の整備を計画的に進めるとともに、市民一人ひとりの安心に対する意識の醸成を図り、地域全体で守る仕組みや体制づくりを目指す。

【具体的な事業】
●デジタル防災センター整備関連事業　●消防団車両整備事業

むつ市の取組（事業紹介）

むつ市が取り組んでいる事業を２つご紹介します。

ぜひ市政へのご理解をいただき、寄附をいただけますと幸いです。

【子ども・子育て環境の充実】

キッズパーク運営事業

子育て拠点施設「ムチュ☆らんど」において、子どもの遊び場、親子のふれあい及び子育て情報交換の場としての機能の充実を図り、地域が一体となって子育てを支える環境づくりを推進する。

【放課後は新時代へ】

地域文化・スポーツクラブ推進事業（むつ☆かつ）

中学生にとって新たな放課後活動の“場”となる「むつ市地域文化・スポーツクラブ（愛称：むつ☆かつ）」を設立・運営。

現在、文化クラブ10、スポーツクラブ13、計23クラブで活動が行われており、学校の垣根を越えた交流に加え、これまでの学校部活動では実現できなかった「新しい活動」に主体的に参加できることが特徴の1つとなっている。

企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を通じて応援を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

制度（税額控除）の概要

通常の地方公共団体への寄附に係る損金算入の軽減効果と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**されます。

損金算入による軽減効果※ 国税 ＋ 地方税	①法人住民税 ＋ ②法人税	③法人事業税	企業負担
約３割	４割	２割	約１割

通常の寄附※ ←→ 企業版ふるさと納税を活用した寄附※

軽減効果 最大約９割に！

※ 企業が地方公共団体に寄附した場合は、その金額が損金算入されるため、寄附額の約３割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

税目ごとの特例措置

①法人住民税	寄附額の４割を税額控除（法人住民税法人税額の２０％が上限）
②法人税	法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の１割程度。（法人税額の５％が上限）
③法人事業税	寄附額の２割を税額控除（法人事業税額の２０％が上限）

⚠ それぞれに上限設定があります。

寄附の流れ

寄附企業へは当市より感謝状を贈呈させていただきます。

① ご相談・お申し込み

ご不明点や資料送付の希望がございましたら、下記担当課までお問い合わせください。

寄附の受付は「寄附申出書」のご提出をもって承っております。

※ お急ぎの場合は、電子メールでのご提出も承っております。

② 寄附金の払込

「寄附申出書」を確認後にお振込のご依頼をさせていただきますので、内容をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

※ 指定口座への振込となります。

③ 受領証の交付

寄附の受領後、本市より「受領証」を交付いたします。

「受領証」は、税の申告時に添付が必要となりますので大切に保管してください。

※ 税の申告に関しましては、税理士等にご相談ください。

寄附を受領後、市ホームページ等によりご協力企業を公表させていただきます。

※ 公表の可否については、「寄附申出書」にて確認させていただきます。

⚠ 制度活用にあたっての留意事項

- ✔ １回あたり１０万円以上の寄附が対象となります。
- ✔ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ✔ 本社（地方税法における主たる事務所または事業所）がむつ市にある場合は、むつ市に寄附をいただいても本制度の対象となりません。
- ✔ 寄附金額は事業費の範囲内となるため、金額についてご相談させていただく場合があります。

お問い合わせ

むつ市 財務部 財政課　財務グループ

〒035-8686　青森県むつ市中央一丁目８番１号

☎ 0175-22-1111（内線 2327）　✉ zaisei@city.mutsu.lg.jp

💻 https://www.city.mutsu.lg.jp/work/kigyouban-furusatonouzei/